小規模個人再生による再生計画不認可

平成２７年（再イ）第１０２号

京都市山科区御陵別所町52番地の15
再生債務者　星野　雅治
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成28年２月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法231条２項１号に定める事由がある。
平成28年２月５日
京都地方裁判所第５民事部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１２６号

埼玉県戸田市川岸３丁目５番20―901号
再生債務者　櫻井　克則
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年２月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１１号

千葉県八千代市大学町３丁目１番22号
再生債務者　吉田　誠
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年２月25日まで
4　一般異議申述期間　平成28年３月10日から平成28年３月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００４１号

東京都練馬区中村南１―12―５―104
再生債務者　都平　康弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年１月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年２月22日まで
平成28年２月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第１号

山形県東置賜郡川西町大字洲島572番地
再生債務者　安部美千子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年２月26日まで
平成28年２月５日　山形地方裁判所米沢支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第１００３２号

埼玉県所沢市金山町14―４
再生債務者　高岡　博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第２号

山口県萩市見島2259番地
再生債務者　山本　一男
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月４日　山口地方裁判所萩支部

平成２７年（再ロ）第１号

神奈川県逗子市桜山７丁目1395番地の167
再生債務者　串間　寿邦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月５日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（再ロ）第２号

愛媛県松山市空港通５丁目２番21号
再生債務者　山田　大吾
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年２月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年２月４日　松山地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は平成二十八年二月三日付札幌市においてと発行する毎日新聞二十五頁に掲載しております。
平成二十八年二月十六日
札幌市中央区北四条西四丁目一番地
（甲）加森観光株式会社
代表取締役　加森　公人
北海道空知郡中富良野町中富良野西二線北一七号
（乙）株式会社ヒムカ
代表取締役　加森　公継

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.haseko.co.jp/ha/ir/groupannounce.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年八月二十八日
掲載頁　三十二頁（号外第一九五号）
掲載時の商号
東宝サポートライフ株式会社
平成二十八年二月十六日
東京都港区芝四丁目二番三号ＮＯＦ芝ビル
（甲）株式会社生活科学運営
代表取締役　浦田　慶信
東京都港区芝四丁目二番三号ＮＯＦ芝ビル
（乙）株式会社ＳＯＬ星が丘
代表取締役　田中　秀昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は平成二十八年二月四日に得られておりますす。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月十三日
掲載頁　三十九頁（号外第八十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年四月二十二日
掲載頁　十九頁（号外第九十三号）
平成二十八年二月十六日
東京都中央区日本橋箱崎町二四番一号
（甲）株式会社ＣＡＣエクシケア
代表取締役　高橋　久
東京都港区三田三丁目一四番一〇号
（乙）株式会社クリニカルトラスト
代表取締役　岡谷　光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十八日
掲載頁　六十七頁（号外第一三六号）
平成二十八年二月十六日
東京都千代田区平河町二丁目七番九号
（甲）ナプテスコ株式会社
代表取締役　小谷　和朗
神奈川県座間市ひばりが丘四丁目二九番一号
（乙）株式会社ハイエストコーポレーション
代表取締役　新家　隆